

# 建設水道常任委員会

平成26年8月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	関口 修	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長 補 佐	猪川 恭弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、木田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから建設水道常任委員会を開会したいと思います。

それでは初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、木澤委員、木田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、公共下水道事業に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。資料の1枚目をご覧ください。平成26年度の公共下水道工事箇所図でございます。7月末の状況といたしまして、6月定例会におきまして契約の議決をいただきました龍田西2丁目地内、3工区－1工事、図中赤色路線では、地元調整及び施工協議を終え、今後、道路内の地下埋設物調査の試掘作業を行い、推進工事を進めてまいります。

次に、稲葉西2丁目地内、5工区－2工事、図中青色路線では、準備作業を終え、推進工による管渠埋設工事を現在取り掛かっております。

また、興留8丁目地内、10工区－1工事、図中オレンジ色路線、高安西1丁目地内、13工区－1工事、図中桃色路線では、現在、家屋事

前調査を行っており、今後、管渠の埋設工事を進めてまいります。

次に、7月に入札を執行いたしました神南5丁目地内、図中黄色路線及び阿波3丁目20工区-1工事、図中緑色路線につきましては、施工協議を現在進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。2枚目をご覧ください。

平成26年7月末の状況でございます。平成26年度に入りまして、80件の申請をいただき、申請総数が2,989件、利用世帯総数が3,394世帯となっております。接続率は66.4%でございます。

次に、融資斡旋利用総数及び浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、6月委員会と同様の数字で変わりはありません。

以上で、公共下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、2番、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告をさせていただきます。

初めに、いかるがパークウェイの事業促進と予算確保についての要望活動の状況でございます。7月11日に近畿地方整備局に、また、8月7日には国土交通省に対しまして、町長から事業促進と予算確保についての要望書を提出させていただき、併せて住民代表で組織されている、

いかるがパークウェイ推進協議会の要望書も提出させていただいたところでございます。

また、7月25日、8月1日には奈良県選出の国会議員の先生方に対しましても事業促進と予算確保を求める要望活動を行っております。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。国道25号取付部分において残っておりました1件の関係につきましては、前回の委員会の後、去る6月16日でございますが、用地取得に係る契約を締結いたしております。

契約締結以降、7月31日には法隆寺線整備に関する工事について入札を行い、株式会社中谷組が請負業者として決定しております。

この工事におきましては、中央公民館駐車場の一部を含めて工事を実施してまいりますことから、中央公民館の利用者の安全面にも十分に配慮し、教育委員会とも協議、調整を行っており、来月初旬から現地にて工事着手していく予定であります。工事進捗によりまして公民館への進入経路の変更等が生じてまいりますことから、公民館利用者への周知も行いながら工事を進めてまいりたいと考えております。

また、法隆寺線と国道25号との取付部分につきましては、関係機関との交差点計画の検討、協議を、それと道路の詳細設計など法隆寺線本線の整備工事着手に向けた準備も並行して進めてまいりたいと考えております。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員

すみません、今、報告いただいた中で、9月初旬から工事に着手していただくのは、進入路との関係ですかね。本線はまた別個で詳細を計画をするということで。ちょっとその辺のところの整理がよくできないのですが。

都市整備課長 今年度の発注しております工事といたしましては、事業地と代替としまして、公民館敷地の一部を地権者へ引渡しをさせていただくこととなりますことから、その敷地に存在する施設等の除却等が工事の内容になってございます。大きなものとしましては、防火水槽などが存在することから、これの移設等が今回の工事の中に含まれております。また、今回の工事では、歩道の一部を整備をさせていただくと、法隆寺線につきましては、歩道の一部を整備させていただくということで、次年度に、法隆寺線の本体部分といいたししょうか、そういったところの整備を予定してございます。以上です。

木澤委員 次年度の工事とかやと、これから詳細な図面等を引いていくのかなというふうに思うんですけども、9月から始まる工事等については、図面とかいうのはないんですかね。

都市整備課長 図面は、歩道部分についての設計はできておりますので、図面はございます。

木澤委員 以前から、こういう工事関係等について、できたら図面も示していただいて説明いただくほうがわかりやすいかなと。ちょっと口頭でこうですよというふうにおっしゃっていただいてもわかりづらいので、できたら資料をつけていただきたいなと思うんですけども。

9月から始まる工事についても、当然ね、町民さんにも影響のあることですので、もし時間がかからないんでしたらちょっとご用意いただけないかなと思うんですけど、委員長、どうでしょうか。

委員長 用意できますか。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 少し時間いただきまして、今から用意させていただきます。

委員長　　いいですか、それで。  
ほかに、ございませんか。　中川委員。

中川委員　　あれ、完成したときには、出入口はもう法隆寺線のほう 1 か所になる  
の。

委員長　　松岡都市整備課長。

都市整備  
課長　　車両につきましては、法隆寺線のほうから、すなわち東側からの形に  
なっております。歩行者につきましては、北側から一部進入経路を設  
ける形で計画しております。

中川委員　　25号線から南向いて入りますやろ。25号線から南向いて入って中  
央公民館へ入るとしたら、交差点曲がったすぐに停車しよるから危ない  
んかなと思うけど、その辺はどない考えてはるのやろ。そこまで考えて  
なかった。交差点曲がったすぐに停車してしまうやん、公民館入るのに。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前 9時11分 休憩 ）  
（ 午前 9時19分 再開 ）

委員長　　再開いたします。  
今、資料用意しておりますので、後にもう一度ご質問いただきたいと思います  
と思います。  
ほかにございませんか。　中川委員。

中川委員　　俺聞いたやつの答弁、まだ聞いてへん。

委員長　　だから後で、図面きてから。

それでは、この2番のやつについては、図面がきてからということ  
させていただきます。

先に、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報  
告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備 ③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございます。  
課長 駅北口からの南北の町道3 1 2号線、いわゆる5号線でございますけ  
れども、これの整備の関係につきまして、既に取得している事業用地の  
範囲において、暫定形ではございますけれども、車両と歩行者の通行に  
ついて、より有効に活用できる幅員を確保することとした道路整備を予  
定しておりまして、おおむね本年1 2月末までの整備を計画しており、  
今月2 1日に入札の予定で手続きを進めております。

なお、路線内の電話柱の移設につきましても、今回の工事に合わせて  
行われるようスケジュールの調整を行っております。

以上、③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさ  
せていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等がございましたらお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 まねきやさんって閉めはったの、それは何も関係おまへんのか、この  
工事と、整備と。

都市整備 特に関連はございません。  
課長

中川委員 あそこはその事業にかかるところでんのか。

都市整備 西側の用地の一部等はなっております。  
課長

中川委員 あれ、転売しはったとかでなしに、持ち主はそのまま店だけ閉店し

はるだけで、交渉する相手は一緒ということでええねんな。確認しておくけど。

都市整備課長 現在のところ、今後のお話は本部と、という形で聞いておりますが、転売等につきましては詳細は不明でございます。

委員長 ほか、ございますか。 木澤委員。

木澤委員 5号線の整備、以前に報告していただいていた分やと、歩道をつけるというふうに報告いただいて、買収も終わったということですが、せやから下がってもうた部分、全部歩道になるというふうに理解しておいても。

都市整備課長 全てが歩道ということでは、今回の整備ではございませんでして、今ある用地を最も有効と思われる形、歩道を最低限2 m、有効で2 m程度、それと車が離合できる5.5 m程度を確保した形での整備を考えておりますので、今、現状ですと、電柱より東側が歩道のような形にはなっておりますけれども、若干車道が東へ出てくるというふうなイメージでございます。

木澤委員 車道の部分も5.5。今、何mあるんですかね。

都市整備課長 4 mから4.5 m程度でございます。

木澤委員 それなら、5.5 mにして車も対向できるようにする工事も。だから車道も広げて歩道の整備もすると。これはもう報告で理解しておきますけど、これも図面をね、できたらつけてほしいなと思いましたので。今回は結構ですけども、また今度、よろしく願います。

委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 なければ、これをもって、3番、JR法隆寺駅周辺整備事業を終わります。

暫時休憩いたします。

( 午前 9時25分 休憩 )

( 午前 9時26分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。

継続審査の2番、都市計画道路の整備促進に関することについての、先ほどのご質問がありました。今、図面が揃いましたので、再度審議したいと思いますので、さっき、木澤委員からの回答ていうか。もう1回聞きますか。 木澤委員。

木澤委員 すみません、冒頭で報告していただいたんですけども、これ、図面見ると、今まで国道からこう入れたところがもう、だから渡してしまうからなくなってしまって、今、法隆寺線で既に整備されているところから出入するようになります。今まで駐車場やったところがどういうふうになるんでしょうか。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 公民館の駐車場でした部分につきましては、この赤線の、L字になっている赤線ですね、この部分について代替用地として受渡しをさせていただくということで、マンションの駐車場部分を活用しまして仮設道路の形をとっていこうという計画でございます。

木澤委員　　そうしますと、さっきちょっといろいろ話ししていたんですけども、公民館の駐車場としてはどうなるんですか。

都市整備課長　　公民館の駐車場といたしましては、一般的には、南側ないし公民館の地下の駐車場を想定するといったものでございます。

木澤委員　　せやからもう、北側の面は、もう駐車場としては使わないという位置づけになるんですね。

都市整備課長　　一部、身体障害者用の駐車場を設けるなどの必要性も検討はしてまいりたいと。

委員長　　中川委員。

中川委員　　先ほど聞いた、右折で進入する件についてはどない考えてくれてはるのかなというて終わったから、それに対して回答。

都市整備課長　　公民館北側の部分につきましては、一般的な駐車場として活用していくところではございませんので、南側の町道を使って公民館の地下ないし南側の駐車場へ進入を想定しております。

　　なお、交差点の計画につきましては、現在併せて警察とも協議中でございますので、停止線の位置等もこれから決定してまいります。以上でございます。

委員長　　ほか、ございませんか。　木田委員。

木田委員　　この中央公民館の入口ちゅうんですか、正面玄関はこれ、どこになるのかな。今の現状ままの何で使うわけで。それとも地下のほうに持っていくのかね、また、東のほうから入ってくるのか、どういうふうに。このままの状態がいこうと思っはるのか、それだけちょっとよろしくお

願います。

都市整備 教育委員会とも今後調整は必要かと考えてはおりますが、建物自体の  
課長 改修は想定しておりませんので、現行、北側を正面玄関ということで考  
えております。

木田委員 そうしたら、北側はもう駐車場等はなしに、それで車も停められない  
ようなちゅう考えやて言うてはるけども、それやったらここへ入ってき  
ても意味ないのと違うんかなと思うねけど。車の転回とかできればよろ  
しいけどね、ここで一旦降ろして、それでまた南のほうに持っていくん  
やったらええけど、これで、このスペースで十分その車、転回っていう  
んですか、何できるのかなと思うねけど。

都市整備 車が転回できるスペースは十分確保できると考えております。

課長

委員長 暫時休憩します。

( 午前 9時30分 休憩 )

( 午前 9時34分 再開 )

委員長 再開いたします。

池田副町長。

副町長 公民館の使用につきましては、いろいろ利用形態も変わってきますの  
で、公民館と十分協議しながら使い勝手のよいように、なるように工事  
は進めていきたいと考えております。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2番目、各課報告事項について、(1)斑鳩町営高塚団地について、理事者の報告を求めます。 佃田建設課長。

建設課長

斑鳩町営高塚団地の明渡しにつきまして、町の顧問弁護士に6月13日に町条例や現況写真、航空写真などにより、残る建物が1軒で入居者も1人のみであること、建物が古く耐震性もないこと、残る入居者は町営住宅の隣接地に自己所有地と家屋を所有していること、また、自己所有地の家屋に町営住宅から水道を分岐していることなどの現状を説明し、町営住宅の明渡しについて相談をいたしました。

顧問弁護士としての見解といたしましては、自己所有地及び家屋を所有していることについては、あくまでも入居時の資格であり、入居後に変更になっても明渡しの条件とはなりにくいと、また、水道の自己家屋への分岐で明渡請求できないか確認しましたが、それだけでは難しいとのこと。しかし、自己所有地への通行につきましては権利がないとのことで、町営住宅との境界で閉鎖することはできるとのことでありました、今後の対応といたしましては、悪質なことはわかるが明渡請求で訴訟となれば難しいと考えられるので、水道の自己家屋への引込み等の事由により明渡請求を行うことを示唆しながら、協議を進めるしかないのではないかとのことでありました。

その後、町の対応といたしましては、明渡しについて条件提示を行いながら、協議の最後には協議が整わなければ明渡請求を行うこともあることを説明し交渉を行っている状況であり、現在は入居者の要望であります現在の自己所有地に住み続けたいとのことに対しまして、入居者の所有地まで進入路の確保について交渉を行っているところであります。

以上が斑鳩町営高塚団地の明渡しに関する現在の状況の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。ございませんか。 小野委員。

小野委員 弁護士さんのこといろいろ言ったらいかんと思うけど、私はちょっと説明不足じゃないのかなと思います。そのね、入居時のときの資格であって、それから変更になった場合は、それは明渡請求に当たらないというのが、そういうような考え方になりにくいということですけど、だけどそれはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。条例なんかを見ていった場合には、やはりそういう具合に条件、一番の条件はやはり困窮者ということで、住居を持っていない方、その方が住居を持っているのになおさらそこに、居座るという表現は悪いかわからへんけど、そういうことをしっかりと説明していただきたいな、そのように思います。

それと、新しく持つておられる住居に対しての進入路としては、当然それはもうこちらが許可したものでもないし、建築確認で専用通路として認めたものでもないから、当然それはだめだということは、それは弁護士さんもそういう具合に言うんだと思いますけど、当然そこは遮断すべきだと。そこは入らなくても。そこへ入るためにそういうものを確保することは、違法行為を追従しているちゅうことになりますからね、そのほうがやはり怖いんですよね、慣例でずっと認めていた道路やんかということ。だから私は、当初からそういう囲繞地をつくったらいかん、民法上の囲繞地をつくったらいかんという観点からね、やはりもうちょっと穏やかにいかないかなのかなと思ったけど、その弁護士さんがね、その進入路として遮断してもええと言うんだったらね、早速やってもらいたいと私は思います。そのことによって、やはりこちらは本気で明渡請求もしてくるのかわからんという態度を示してもらいたい。示唆して交渉しなさいというようなアドバイスなんですがね、早急にそういう態度でいかれるほうがいいのではないのかなと、そのように思いますねんけどね。それはまだちょっと、そういうことはちょっと、もうちょっと緩やかにいくべきだと考えておられるのかどうかなんですけど、その点、

どうですか。

建設課長

自己所有地に家屋を保持していることが明渡しの条件とはなりにくいということに対しましては、正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないときということが条例でうたわれておりまして、この場合は隣接に保持されているので、15日使用していないということが判断できないということの見解で弁護士さんはそういうことをおっしゃっております。

それと、進入路につきましては、あくまでも先ほど申しましたように、入居者が自己所有地に住みたいということをおっしゃっておりますので、その条件につきましては、町営住宅の払い下げ等をとということで、交渉を行っているところでございます。

小野委員

町営住宅のというか、公営住宅法の、ちょっと今持っていないからあれやけどね、大前提は、住居に困窮している人というのが大前提にあると思うんですよ。だけど、その方がそれを使っていないという、使用していない、だから明渡請求するっていうのではなくて、その困窮している状態からもう変わっておられる、だから入居の資格がないんじゃないかなと私は考えています。

それとね、今課長言ったように、交渉ごとで、その方が自分の自己所有地で所有住宅で住みたいと。住みたいということは、こちらとしては道路を提供せなあかんということですよ。そんな条件で、弁護士さんが言うておられるように遮断してもよいということと、その条件で、ここへ住みたいと。そうしたら住まいするためには、道路を確保せなあきません、きっちり、そのために。それによってこれを明け渡してもらおうと、そんな話はおかしいと思います。そんな持っていく方は、私は本来の形ではないと思います。だから、それが、その弁護士さんが言っているように明渡請求を示唆しながらというんじゃないくてね。弁護士さんが言うておられることをしっかりと理解してもらってね、そこへ住む、それは当然なんですよ、自己所有地に住む。そのために、

住みたいために、当初そういうことでしょ、この話があったときには。私もいろいろこう話聞かせてもうたからね。そこに家がある、この家をどうかしたらなあかんやんかと、住民やから、そういう思いで私はこの話も聞いていたんですよ。だからそれをなんとか確保しようと。だけどしっかりと、ずるずるずるずるとこういうように、まあいうたら先ほどからも言いますが、居座っておられる。ということは、この、まあ違法建築ですよ。違法に建てられた、弁護士さんからも見てもらっても、この進入路としてここを使ってもらうことはできませんと、はっきりとね。それをできるようにしていくんだったら明渡しすると。そんな話、おかしいですよ。もう1軒あるんですよ、もう1軒土地が。そやから私が最初に言うた、民法上の囲繞地をつくったらだめだという、そういう、そこへ行けないということで、農地なんかもそうですよね、あぜ道通ってもらうの、遮断してはあかんと、そこへ行かれへんからね。そういうことからなんとかこれを、どういうんですか、残しておこうということも、こちらとしては最初から考えているんですよ。だけど、いろいろなこと聞かせてもらったら、もうひつついて建てているとかね、そんなことおかしいと思います。これ、ひつついてあるねんやろ。別棟って、完全な別棟ではないんやろ、利用しておられる状況というのは。

それと課長、15日間これ使っていなかったら明渡請求の対象になるって、それもおかしい。それが何かの理由でじゃなくて、どこかに家があるからもうここは使っていない、15日以上使っていないということが判明したら明渡請求してもよいと、そういう意味ですよ。一緒に使っておられるんですよ。だからその辺はもうちょっとしっかりと考えてもらってね、もうちょっと交渉ごとについてのね、いろいろな、みんなで、部課内でもいろいろ協議しておられるんだと思いますけどね、もう少しちょっとしっかりと考えてもらいたいなど、そのように思うんですけど、その点、部長なり、副町長、どうですか。

委員長

池田副町長。

副町長

これについては、前回の委員会でも説明をさせていただきました。そのときには囲繞地の話も出ておりました。現在住んでおられるということで。そうした中で町営住宅を明け渡して、させてもらうためどうしたらええか弁護士に相談する中で、確かに、閉鎖できますよと。閉鎖して、閉鎖できますよということを念頭に相手にも伝えながら、そうしたら相手は、いやいや、ここで住みたいとなったときに、手前の道路、進入路を、例えば有償、当然有償になってきますわね、有償で売る話もしながらということで、弁護士さんも言うておられますので。前回の委員会でもやっぱり囲繞地になるって、現に住んでおられるのでその生活権もあるからということで話もございましたので、それも踏まえて相手にこれを有償で買っていただくということでは話をしておると、そういう状況です。それももう拒まれたら、うちはもう閉鎖するだけですよと、そういうふうなところだと。

ほかの例でも一緒だと思います。前がなんかやって、奥、囲繞地になると。そうしたらこの進入路確保してくれよとなってきたときに、有償で買うと、渡しますとかいう話になってこようかと思えますけど、今その話をやっておると。それが決裂した段階でまた次の段階に行くときはまた弁護士のほうも相談してくださいよと言うておられますので、それは相談しにいきたいと考えております。

小野委員

もう1点だけ聞かせてください。その今の交渉事については期限を切っているんですかね、返事をもらう。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設  
部長

期限というのは切ってはいませんが、このところ1週間に1回程度話をさせていただいていまして、最近では13日の日に交渉しておりますので、その次ですね、また1週間程度先にですね、お話にあがろうということで予定しています。

小野委員 期限切ってなかったらね、そうして頻繁に会ってもらっているということなら、継続した交渉をしているというみなし方なんです。だから弁護士さんがね、それが決裂した場合にはいろいろなことを、次の段階を考えていきましょうということをおられるからね、やはり期限を切って、いつまでに返事くださいと。交渉が続いているという間は決裂じゃないんですよ。だからそこらもしっかりと考えてもらって、いついつまでにこの話を。それでは、今、副町長が言っているように、有償でと、もちろんいくらという単価も出して、これでそうしたら自己所有地への通路を確保しましょうと、そういうことで、そうしたらもう、そんな高いとか安いとか、安いちゅうことないねんけどね、そんなんではだめやと言われたら、それは決裂なんです。そういう状態にせんなら、交渉を何回も繰り返しているということは、決裂には至っていませんので、弁護士もよう判断しないと思います。

だから、いついつまでと、早速次の交渉のときに、いつまでに返事ください、いつまでにしてください。それで、いや、もうちょっと考えさせてくれというんやったら、もうそれは決裂ですから、交渉は決裂ですから、弁護士ともう1回再度相談してもらって、弁護士も言うているように、そこは遮断しますよと、そういう具合にするのが進め方だと私は思います。何も冷たい話でもないし、正式な、正確な進め方やと思います。だからそのようにやってもらいたいと、そのように思いますけど、どうですか。

都市建設 委員おっしゃっていただきましたようにですね、次回きちっと期限を部長 切り、そこで次の判断に持っていくという形で進めさせていただきたいと思います。

委員長 中川委員。

中川委員 今の話聞いてたら、遮断したらね、完全に住宅困窮者にならるわね。そうしたら命ある間、一生そこに、町営に入っておいてもうたというこ

とでんな。

そこで住んでもらわんと出てもらわれへんねんから、住めるような状況を持っていくように、弁護士もそういうやりとりせえということ言うてくれてはるのちゃうの。完全に遮断はできるけど、遮断したら住宅困窮者やもん。もう永遠に出られへん。だからそこらも考えて、ちょっと前向いていくように考えていただきたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 今、小野委員も中川委員も両説あると思います。両説ある中で、やっぱり一番難しいのは、残っている1軒の関係の方のことも必ず付随してきますから、この辺のところを十分考えていかなかったら、お金で解決するということが、それは簡単でございますけども、やっぱり皆さん方の、住民の方々との関係がございましたから、そこをやっぱり慎重にやっていかざるを得ないと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 今の、きついような話も私もしてますし、同僚委員からもそうしたらそれはあまりきついんじゃないかという考え方も、2つの考え方、町長の言うように。けどね、根本はね、町の財産をね、ずっと遊ばせているということなんです。有効利用できてないと思います。その原点は何かというたら、やはり町営住宅のストック計画に基づいてね、あそこはもう用途廃止していなければいけないんですよ。それを怠っているんですよ。そのことを大前提にね、されたら、私は正確な話ができるんやと思いますよ。

だから、町の全体の事業、全体の事業というのは町民全体の福祉のためにやったことなんです。町営住宅の建替え。そのことをきちっとやって、そのことに合意してもらっていない方がおられるのだから、それは早急に明渡請求もできるんじゃないかと私は思っているし、だから、

どこかへかわってくださいということで、町営住宅の計画はあるんやから、それを崩したらあかんと思うんです。でないと、いつまでたってももうあの高塚の団地は、そういう計画のもとでほかのものに使うというか建替えてそちらにかわってもらいと、入居者にはね、そういうことが決まっているんですよ。それを守ってもろてないだけなんですよ。そのことをしっかりとね、認識してもらわんなら、そこに居座ることによってね、町全体にどれだけの迷惑かけるかといったらね、町がどれだけのことがやっているかということもね、しっかりとしてもらわなあかん。

何もそこで、その遮断することによってね、そこへもう困窮するんやと、それはおかしい話ですよ。そういう考え方じゃなくてね、持っておられるという事実があるんですよ、住宅持っておられる。そこへ住むか住まないかは、違法に使っておられたんですよ、無断で。みんなの財産のところを通ってそこへ使うてはったんですよ。だからそこにはその人の家があるんですよ。どないかして入ったらよろしいですよ。それだけのこと。意見として言っておきます。

委員長 中川委員。

中川委員 住んではるのか、そこで。住んではらへんな、家で。町営に住んではるねんな。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 先日、町営住宅の部分を1回見せてくれということで、中を見させていただきました。そうしたら、テレビ、エアコン、仏壇も置いてありましたので、使用しておられるような状況ではございました。

中川委員 その裏の家は。裏の家も使てるの。

建設課長 裏の家も玄関がございまして、行ったらそこから出てこられるという

こともございますので、両方使っておられるような状況であります。

中川委員 いずれにしても、その町営住宅の建替えというのか跡地利用の計画もあるのでね、その入居者がしやすいように進めていただきたらと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは次に、(2)番、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。  
井上観光産業課長。

観光産業課長 それでは、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の事業報告について、ご説明をさせていただきます。

まず、平成25年度の斑鳩の里観光案内所、法隆寺iセンターでございますけれども、及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告書についてでございますけれども、まず、恐れ入りますけれども、資料2-1をご覧くださいませでしょうか。まず、斑鳩の里観光案内所でございますけれども、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理を行っています。観光協会職員3名と臨時職員2名の計5名でローテーションを組み、無休で運営されています。

法隆寺iセンターは、歴史街道推進事業の拠点施設としても位置づけられておりますことから、法隆寺や周辺の行事等を初め、奈良県内の行事等につきましても、歴史街道推進協議会とも連携をとりながら情報発信に努められてまいりました。

また、斑鳩の里観光ボランティアの会及び斑鳩アイセス・G・Gの観光ボランティアとも連携をとりながら、町内観光施設の案内を積極的に進めていただいております、多くの観光客の方を案内しており、好

評を得ているところでございます。その他サービスについては、ここに記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧くださいませでしょうか。

法隆寺iセンターの利用状況でございます。入場者数につきましては、55,748人でありまして、前年比95.3%と減少しておりますが、多目的ホールの利用回数につきましては193回であり、前年比118.4%と増加しております。

次に、管理に係る収支でございますが、3ページをご覧くださいませでしょうか。

収入では、指定管理料収入、iセンター使用料で2,061万円で、支出では、人件費、委託料等で1,922万5,550円となり、収支差額が138万4,450円となっております。

また、町への精算は、修繕費・光熱水費の49万4,204円の精算額となっております。

続きまして、斑鳩町観光自動車駐車場でございますけれども、資料2-2の1ページからご覧くださいませでしょうか。

斑鳩の里観光案内所と同じく、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として管理運営をいたしております。観光協会臨時職員8名によりローテーションを組み、近隣の行事等の情報を把握し、勤務体制を柔軟に変化させることにより、効率的な業務を遂行されているところでございます。

なお、当駐車場で開催されました斑鳩市などのイベントに対しましても、適時人員配置を行い協力体制をされております。

次に、2ページをご覧くださいませでしょうか。

駐車場の利用状況でございます。一番下の合計欄をご覧ください。バスが4,495台でありまして、前年比96.9%、乗用車が1万9,612台でありまして、前年比95%となっております。収入では、2,260万4,700円に対しまして前年比88万7,200円の減少で、前年比96.2%となっております。

駐車台数の減少につきましては、先ほど報告させていただきました法

隆寺 i センターの入場者数の減少にも影響していると考えられますけれども、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」の世界文化遺産への登録、そして伊勢神宮での式年遷宮等による観光客の分散化が一番の要因ではなかったかというふうに考えているところでございます。

続きまして、管理に係る収支でございますが、資料の 3 ページをご覧くださいませでしょうか。

収入は、指定管理料収入として 808 万 2,000 円、支出は、賃金、消耗品等で 733 万 287 円で、収支差額は 75 万 1,713 円となっております。

また、町への精算として、修繕費、光熱水費等で 32 万 3,536 円の精算額となっております。

以上、簡単でございますけれども、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、観光駐車場の台数の減少について、理由も報告していただいたんですけども、東日本大震災からの復興というんですかね、そういう、それから何年かしてきてそっちの方に行かざる人がふえているとか、その時々でいろいろ理由についても報告してくれはるんですけども、当然、まちなか観光ということで、観光にも力入れてやってもらっていますけども、1つはこの修学旅行としての位置づけっていうのは、今、観光の中ではどんなふうにしてはるのかなど。台数っていうのかな、観光客の増加に向けて取り組んでいただいているというのはようわかるんですけどね、僕、以前はもう、とにかくいっぱい来てもうて、それで観光客の人がごみをほらはるからかなんとか、そういう声はよくお聞きしたんですけども、それから以後ですね、もちろん修学旅行なんかも含めて、観光客をふやすということで取り組みはしていただいていると思いますけ

ども、地域の人ともいろいろ連携して取り組みを進めていく中で、その辺の認識っていうんですかね、位置づけっていうのはどういうふうに、町としては捉えてはるんでしょうかね。

委員長 小城町長。

町長 今、木澤委員がおっしゃるように、バスの台数あるいは乗用車の関係等、今、一応世界文化遺産に富士山が登録された、あるいはそういうことがありますけども、年々変わっています。自民党のときにですね、高速料金を1,000円というときにはやっぱり、かなり法隆寺インターで降りてという車がありました。ただやっぱりこれ、変わってくるのは、修学旅行でも、私は沿道の富之里さんとかあるいは聖光堂、あそこらはやっぱりかなりの駐車場を確保されていますから、やっぱりそれはまた、東北方面あるいはまたそういう修学旅行を自分のところで事業として展開をされていますから、それはもう当然ありがたい話で。

いろいろとこれはもう議論、町営駐車場がやっぱり満杯になってどうかというよりも、やっぱりできるだけ周辺の関係等うまくコントロールするようにやっていかなきゃいかんということですから、私は1番問題はやっぱり6月の15日から9月の15日まで、あるいは12月から2月、3月の初めまで、この間がほとんどバスあるいは来られない。その辺の対策をどうしていくかということのをいろいろと問われるわけですけども、なかなかこの暑い中に法隆寺さんへバスで行くっていうのはなかなかないと思います。それをどうしていくか、これはやっぱりこれからの展開でですね、やっぱりあれだけの町営駐車場がありますから、そういうものをまちおこしとして何かを活用していく方法も考えていく方法があると思いますし、そういう点については、これからやっぱりいろいろの角度から勉強してですね、やっていくことが一番大事であると思っております。

木澤委員 町営駐車場だけではなくて、周りのお店屋さんの駐車場へ停めていた

だく状況なんかと加味しながら見ていかないかのかなと。

町長のほうも、地元の沿道のお店の皆さんも、やっぱり観光客に来ていただけるよう意識を持ってやっていただいているということですので、その時々でね、いろいろな状況あるかと思えますけども、また引き続き観光に力入れていただきますようお願いしておきます。

委員長           ほか、ございませんか。   木田委員。

木田委員       以前にもお願いしたと思いますねんけど、東の土塀の下にある、あれ、花壇っていうんですか、あそこが現在見てもらったらわかるように草いっぱい生えておるような状況でね、やっぱりそうした細かいところから何していかんな、これは斑鳩町でも園芸クラブでも何かに、ポケットパークとかの花壇の何ちゅうてええんか、植栽とかいろいろな管理をお願いしてはるけど、やっぱり一番目玉となるのは町営駐車場やと思うんでね。北側のほうのバス停のほうはきれいにやってくれてはるけど、あの土塀に沿うてのあの部分について、草がいっぱい生えておるというような状況ではやっぱり、一貫した観光を目玉にするというのに欠けているのと違うんかなと思うねんけど、今後それら、もう大分前にそれお願いしてあるねけど、それ以後、草抜いたりしてくれてはるときはあるけど、そういう何かこう、植栽ちゅうんですか、何か、あるいはまた花の何かを植えるというような、そういう考えはないんですかね。それやったらもう草生えんように、何かこう上からふたしてしまうとか、なんかそのほうが見てくれがええんと違うんかなと、私はそういうふうに思いますねんけども、どういうふうにこれからしようと思っはるのかね。

委員長           小城町長。

町 長           いつも見ていますけども、うちの浦口局長と草を引いたり、今コスモスを植えて、なんぼかコスモスが咲いているときもございます。ただまあ、やっぱりこういう、この間の台風とかこういう雨が降った場合は、

草がすぐ生えますから。大体玄関のその周辺はですね、花を植えたりあるいはそこを清掃したりそういうことをしています。局長も朝からあそこを監督をしながらですね、当然、木田委員がおっしゃるように、やっぱり花を植えればいいわけですがけれども、材料代というのも、やっぱり花代というのは高いわけですから、そういうことも考えながら、できるだけ観光協会として浦口局長も、できるだけ自分らの手で花をうまく育てていく方法をですね、これから考えながらやっていきたいと思っています。

木田委員　とにかくバスとか車から降りてね、そんなん草生えてあるようなやつたらやっぱりちょっと不細工やからね、やっぱりそういうことのないようにでんな、考えてやっていただきたいと思います。

委員長　ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長　それでは、ほかに理事者のほうから報告しておくことはございませんか。　乾総務部長。

総務部長　それでは、私のほうから、台風11号に係ります対応の状況等についてご報告を申しあげさせていただきます。

本町におきましては、降り始めからの雨量が約186ミリに達しておりまして、8月9日の土曜日の台風の接近から8月10日の日曜日の通過にかけまして、大雨の影響がございました。

初めに、避難情報の発令の状況でございますけれども、富雄川および大和川の水位上昇に伴いまして、氾濫の危険性がありましたことから、高安、高安西、幸前地区などの住民、それから、目安、目安北地区などの住民に対しまして、避難準備情報を発令をいたしました。

また、高安と高安西、幸前地区につきましては、避難準備情報の発令

後も富雄川の水位が上昇いたしまして、氾濫の危険性がさらに高まったということから、避難勧告を発令をいたしております。

また、本町に土砂災害警戒情報が発令をされましたので、峨瀬、それから竜田ネオポリス、それから北庄地区などの住民の方に対して、避難準備情報を発令をいたしたところでございます。

次に、避難所の開設の状況でございますが、避難準備情報それから避難勧告の発令を行いましたことに伴いまして、中央公民館など8箇所の避難所を開設をいたしております。避難者数につきましては、合計で65世帯、111名の方が避難されたという状況でございます。

以上で、台風11号に係ります対応状況についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたしますけど、よろしいですか。 飯高委員。

飯高委員 今、報告していただきまして、富雄川については準備から勧告ということで、大和川が準備から、まあ勧告までは出ていなかったんですけど、そのときにちょっと副町長も来ていただきまして、最終的な判断どうするかということで、躊躇して、避難勧告はされなかったんですけど、やはり避難勧告を出すときの、大和川においては、富雄川の橋脚の、例の3本の線の上部のラインが判断する基準であるということになっているんですけども、この辺がどうもそのときの。勧告をするときはどうするのかと、今後においてね、やっぱりこの辺をきちっと定めておかないと、難しい面があるのかなと。当然、勧告を早く出すということに対しては、それはまあそれでいいとは思いますが、どうもその基準がはっきりしていないのではないかなと。副町長と私と、また自治会長が3人で相談して、今回の状況が、雨がやんでいたという状況、それと富雄川の水位が下がっていた。これからの判断をしますと、その時点から後においては大和川の水位が下がるであろうという判断から勧告はしなかったという状況があるんですけども、大変難しい判断の局面であったよう

に思います。

今後ですね、そういった判断の基準、また、判断をどうするかということに対しての町の見解を伺いたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 質問者がおっしゃいましたように、大和川の目安のあそこに黄色の線があります。

それともう1つ、国土交通省の大和工事事務所のほうで避難情報を出します。それで、その避難情報に基づいて、例えばレベル2なら避難準備情報を出しなさいと、こういうふうになっておるんです。今、今回、藤井の観測、観測所は今、大和川藤井観測所、それと浄化センター、板東の観測所があります。そこで判断して出すわけです。今、斑鳩町の場合でも、それに基づいて、王寺、三郷、みんな避難準備情報を出しておりました。町のほうでもそれに基づいて避難準備情報を出しております。

そのときに、今現在、あそこで私のほうで判断しにいったのは、建設省がレベル4、次、レベル4が出したら、建設省のほうで避難勧告を出す目安ですと、建設省のほうの基準でね、そうなっておりますので。大和川のあそこで、3のところで行ったり来たりやっていたと思うんですわ。その中でも、建設省は、藤井の観測所、それと板東の観測所、それと、今までの雨の降った量、付近の雨の量を見て、レベル4を出すかどうかを判断するわけです。それも私のほうで待っておったわけですので、それらを総合的に判断して避難勧告を出しますけども、一番目安になるのは、あその基準と、それと建設省が出すレベル4の基準、それが。国土交通省ですね、すみません。国土交通省の出しますレベル4、これがもうやはり一番になってこようかと考えております。

飯高委員 よくわかりました。

今後ですね、やはり判断というのは難しい局面があるとは思いますが、その辺の、また今度そういった局面に対しての判断を早急にお願

いしたいと思います。以上です。

委員長           ほか、ございませんか。   木田委員

木田委員       この前の、出水っちゅうんですか、そのときに土嚢をお願いしたんですねけど、それがもうなくなってしもたちゅう話であったんですけども、それ、いつもその備蓄っちゅうんですか、それしてはるその量ちゅうのは、どんなぐらいそれしてはるのかな。

たまたまうちの隣のナット屋さんが、もうその日で盆休みに入るということになったのでね、やっぱりそれ、その前の水害のときには工場の機械の油も全部浸水で流れてしもたということで、その水が入らんようにちゅうことで土嚢をお願いしたんですねけども、結局はやっぱりそれ、全町的にあちこちで必要になったら、それ足らんようになってしもたっちゅうことで、最終的になんか30本かなんか、初めのととは別に30本追加、30本もうてきたということなんですけれども、そういう備蓄ちゅうんですか、それはまあいつまでも入れたままでほっておかれへんか思うねけども、どのぐらいの量をそれ、備蓄しておいておられるのかというのがね。

委員長           藤川都市建設部長。

都市建設  
部長           まずですね、土嚢の備蓄につきましては、年度当初ですね、約1,000本、1,000袋ですね、程度が備蓄されております。4月、5月の段階で、最近、今、早いこと雨が降り始めます。一部、三代川のほうに先行的に300から400ぐらい積みますので、この時期には大体600、700の備蓄の状態を迎えます。そういう状況でございます。

木田委員       そうしたらね、その後、600か700残ったるちゅうので、仮に2段に積んだらどのぐらいのメーター数ちゅうんですか、それ、水をこう、侵入を防げるのかなちゅうふうに思いますねけど。結局、あんまりこ

のぐらいで、まあどこともそのぐらいしか邪魔になる、普段いらへんだら邪魔になるような物やねけども、結局はそのぐらいの備蓄量でええんかなちゅうふうに思うねけども、そういう場所とかいろいろなことがあるやろうけど、もうちょっとふやそうとかそういう考えはないですか、それ。

都市建設  
部長      ここ数年、大体その1,000本ぐらいのところで対応を何とかできている状況でございます。

当日もですね、残りが少なくなってきた状況の中で、建設業協会のほうへ依頼をさせていただきまして、600本、すぐ追加でつくっていただいたという状況でございますので、不足が出そうな状況になりますと、建設業協会もそういったときにはですね、待機していただいておりますので、すぐ対応していただける態勢で、とっていただいているということで対応してまいりたいと考えております。

木田委員      そんなんでね、やっぱり町民ちゅうんか、そういうところからやっぱり要望あったらですね、やっぱりすぐに対応できるように、やっぱり準備だけは怠りなくやっていただきたいとお願いを申しておきます。以上です。

委員長      ほか、報告はございませんか。      小野委員。

小野委員      今、部長から、建設業協会ということで話が出ましたけど、以前私のところも建設業協会に加盟しておりました。こういう梅雨時期っていうんですかね、毎年その会社がね、どれだけの人材が要請かかったら出るとかね、杭がどれぐらいストックしているとか、そういうのを報告させてもらっていた時期もあったんですがね、現在もそのようにされているんですかね。

委員長      佃田建設課長。

建設課長 現在も人員等、また杭等、そういう、その業者のほうで対応できる状況を報告いただいております。

小野委員 それをね、定期的につちゅうか、その年度年度で行っておられることというふうに認識しています。

こんなこと言うたら悪いんですけどね、全く落札された業者がね、その会社の者が誰もいてない、もうみんな下請けや孫請けの者全部、監督からそれまで全てそういう者が来ているという状況がはっきりと見えるような業者もいると思うんですよ。そこらのチェックつちゅうのはきちっとやってもらわんなら、それがあがってあるけど、いざ事故になってきたときに、その業者が書類だけ出しておってね、実際の人員がいてないという、あり得ると思うんですよ。だから、建設業協会にそういう協力体制をきちっとできてあったら、ほんまに来るのかどうかというのも心配ですので、そこらの実態調査もね。

これ、いろいろな、町外の業者とかにそんなのをお願いしているんじゃないからね、あくまでも斑鳩の建設業協会、また、水道のほうもそういう協力体制をしておられるのかなと思うんですがね、町内業者も、そのほんまに人員がいてるのか、名義だけの建設業、水道業の方で、実際落札されてその現場に来ておられるのはその社員とか雇用されている人じゃない人が来ていると、その場合は2重にも3重にもその人員が登録されている可能性もありますのでね、こういうときに、本当に人員がいてるのかとか、その物資がストックされているのかとか、実態調査はやはりやってもらったかんなら、いざそういう水害とかになってきたときに、何ぼ招集かけてもそれが来られないような状態にもなると思うんです。まあ、それは心配しているだけかもわかりませんがね。

発注されて、その人員じゃない者がほとんど仕事しているというような現場も見受けられますのでね、その点は、こういう委員会でははっきり物言えないと思いますけどね、そういう調査も必要だと思うんですがね、その点、どうですかね。

委員長

小城町長。

町長

斑鳩町建設業協会の関係等についてはですね、ことし2月14日に大雪が降りましたとき、白石畑等の除雪関係、速やかに建設業協会が半日かかって全て除去いただきました。やっぱりそういう関係から、私はやっぱり建設業協会の皆さま方が、そういう気持ちを持ってですね、斑鳩町で災害が起こらない、もし災害が起こったとき、そういうことについてもやっぱり自主的にですね、やっていただける、そういう環境づくりをですね、やっぱり斑鳩町建設業協会にこれからも依頼をして、そしてまたそういう点については、今、小野委員もおっしゃるように、チェックもやっぱり大事ですから、そこにはやっぱり会社へ行ってですね、事務所へ行って、こうこうでもし方が一事故が起こった場合は、そういう速やかということも十分申しあげてですね、やっぱり意思疎通がなかったらなかなかいけないんです。

私はやっぱりこういう災害というのはほとんど起こらないけども、起こった場合はやっぱり皆さんおっしゃるように、誰でも来てほしいという気持ちですから、やっぱり連携を密にしながらやっていくということで、これからはやっぱり今おっしゃっていただくように、連携あるいはそういうことを十分してですね、業界の方々とも、やっぱりその、うちの担当の職員とも、やっぱり連携を密にしながら頑張っていきたいと思っております。

小野委員

私はその、提出されている書類のいろいろな不備とかね、そんなのを指摘して、それらをチェックしてくれという意味じゃないんですよ。もしAという会社に10人は確保できる。それから、ほかのも確保できる。ここが、もしその人員が出てこなかったところに災害というものがどういう具合にするのかというたら恐ろしいことですので、やはり正確な数字を出してもらっておく。それをきちっと町としては把握しておく。それが肝要ではないかなと思うんです。そういう意味でもきちっとした

数字を、建設業協会からは確実にこれだけの人数を、それから物資が調達できるちゅうか協力してもらえるとこの数字をつかんでもらいたいなと、そのように思っておりますので、また、今、町長おっしゃるように、意思の疎通をきちっと図ってもらっておくと、それが肝要かなと思っておりますので、お願いします。

委員長 ほか、何かございますか。よろしいですか。

( な し )

委員長 理事者のほうから、何かほかに報告することはございませんか。

( な し )

委員長 それでは、以上で各課報告事項については終わります。

それでは続きまして、3番、その他について、各委員から何かありましたらお受けいたします。 小野委員。

小野委員 ちょっと今さらというような感じもするんですがね、道路管理ということでね、特に里道町道、それとか、今、里道は町のもの、町の所有という、斑鳩町へ委譲を受けましたので、里道だけのものもそうですし、昔の俗に言う里道町道、今まではまあ、里道は地元の農家組合とかに管理をお任せしていたと、そういうこともあるんですがね、それらの里道町道とかの管理、道路の機能を果たすための管理というのはどのようにね、計画的にやっておられるのかね。まあ、荒れ放題のところもあるし、きちっとまあ、皆さんの通ってもらうのにも不便ないようなところもあります。どれぐらいの路線があつてね、どのような管理を基本としておられるのかね、再度お聞きしたいなと思うんです。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 ただいまご質問いただいております里道の管理でございますが、権限  
部長 委譲のあと、斑鳩町の所有といたしますか、に変わっているわけですがけれども、管理の実態といたしましては、やはり地元の農家組合さんなりにはですね、現状の表面管理等は委ねているというところは多く残っておる状況でございます、そういったことの中で、ご指摘等いただいたところ等に対する修繕等の対応等やっていっているという形で、正直、計画的に全体の管理をやっていくという状況にはなっていないのが実態でございます。

小野委員 地元の農家組合の人をお願いというか、言ってもらっている。だけどね、その農家組合の人がその道を使っているとは限らないんですね。やっぱり住民だと思えますよ。だから、それを、里道だから農家組合のほうからそういうものがあがってこなかったらできないんやと、そういう人的な、まあ工事的なことね、砂利を入れて水溜りを少なくするとかね、そんなんはどこがするんですか。

都市建設 里道の使い方につきましてなんですが、そういった、例えば、舗装等  
部長 がやってみたいといったところにつきましては、地域の、農家じゃなしに自治会等がみていただいている、というか、自治会の中、まちの中の里道等、これも舗装したりするときにはですね、地元でやっていただく中で町の補助を出してやらしていただいているという実態も今現在はございます。

小野委員 地元施行で舗装を、普通の里道とか、それらも、もうほんまの短いところでもね、その舗装を補助を受けて、そうしたら。地元からも、補助ということは、地元から大半、何分の一だったかちょっと知らないけどね、その舗装の費用も負担してということになるんですかね。

都市建設 実のところ、全体が統一された形で管理をできていないところもござ

部長 いますが、少々のへこみとかいったところですね、部分的には町が碎石入れたりですね、補修をしたりといったところもあるわけなんですけれども、計画的に統一された形でできていないというのが実態でございます。

小野委員 またゆっくり話しするか、その話はね。

いろいろな、ケースバイケースだということだと思えますよ。だから、ただね、今、管理ちゅうか、その委譲を受けたあとの考え方とかね、それらについてもやはりきちっとしたものにならなければいけないんだろうなと思います。

その点とね、17年に同じように法定公共物、先ほどそれこそ建設省とかのね、土地を譲渡っていうのでね、書類的にはできてあると思えますよ。だけど、何筆かは、それピックアップしてコンサルに入ってもらって、ピックアップもしているだろうし、書類的には譲渡ということで国からもう斑鳩町でやってくださいと。だけど、登記面がね、そのとき完全になっていないと思えますよ。だから、何かあったときに、これはその書類を探してきて登記をやる。まあ、17年というたら、もう10年前なんです。書類は幸い残っていますから、法務局もそれで受付はしてくれます。職員の人でみんなピックアップしてやってもらっています。これはね、やはりそのときのフォローちゅうかね、それを怠っているのかな。そのときでも何か必要があるときだけに登記をまけばいいんだということでその事業が終わっているのかな。担当の方もかわっていきますからね、そのときの、委譲を受けた人に聞いたらまたできることはできるんですけどね。やはり、この際ね、そのときの委譲を受けた物件、あと何筆あるのか知りませんが、それらを洗い直してね、きちっと登記までしておくべきだと思えますけど、その点どうなんですか。

都市建設部長 法定公共物というところがございますけれども、ちょっと全体のですね、場所であったり数字であったりですね、そういったデータをちよっ

と確認をさせていただいて、ちょっと検討はさせていただきたいと思  
いますので、すみません、申しわけないですが、きょう、今ここでのです  
ね、答弁、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

小野委員 当時の担当の者は、やはりその報告ちゅうんか、それをちゃんと管  
理ができてあると思うんです。だから、それでも、いろいろなそのとき  
の状況というのはね、私もあんまり知らないんです。拾い出しをやって、  
一覧表に書いてあるんです。それを登記をするちゅうことはたやすいと  
思いますねん。別にそんないろいろな努力も要らないと思いますけどね。  
既にそのときに、気が付いたときに、これを委譲してもうてなかったら  
できないよということね、登記のほうでやっていますから、それはそ  
のときのそのときの担当者がやってくれていますのでね。けどもうそ  
んなん一斉にやっておかなね、何回もこう、あれするようなのも困りま  
すしね、ちょっと早急にもう1回その書類なんかも見てもらって、その  
登記まではきちっとしておくということが大事だと思いますので、ちょ  
っと研究してください。研究ちゅうか、見直してください。お願いして  
おきます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任い  
ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。  
小城町長。

町 長                   ( 町長挨拶 )

委員長                これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。  
                          どうぞご苦労さまでした。

( 午前10時32分 閉会 )